



鳥取県公報

平成 27 年 2 月 27 日 (金)
第 8 6 7 7 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	生活保護法による介護機関の指定 (111) (福祉保健課) 2
	生活保護法による居宅介護支援事業の廃止の届出 (112) (〃) 3
	肥料の登録 (113) (くらしの安心推進課) 3
	特定計量器の定期検査の実施 (114) (〃) 4
	ブルセラ病検査等の実施 (115) (畜産課) 4
	保安林の指定予定 (116) (森林づくり推進課) 6
	会計管理者の権限に属する事務の一部の委任 (117) (会計指導課) 6
◇ 教委告示	鳥取県指定無形文化財の指定等の解除 (4) (文化財課) 7
◇ 公 告	二級建築士試験等の実施 (住まいまちづくり課) 7
	森林法による開発行為の変更許可 (東部農林事務所) 9
	保安林の指定に係る森林所有者等への公示による通知 (〃) 9

告 示

鳥取県告示第111号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定に基づき、介護機関を指定したので、生活保護法第55条の3（中国残留邦人等支援法第14条第4項の規定によりその例による場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市湖山町南二丁目773	スマイルセンター	鳥取市湖山町南二丁目773	通所介護	平成26年10月13日
医療法人社団内科小児科山脇医院	鳥取市国府町奥谷一丁目110	奥谷デイサービスセンターふたば	鳥取市国府町奥谷三丁目331	〃	平成26年12月1日
株式会社ぼやーじゅ	鳥取市湖山町西二丁目555	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	〃	〃
合同会社烏龍舎	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉82-1	リハビリテーション強化型デイサービスE sola	東伯郡湯梨浜町大字はわい温泉82-1	〃	平成26年12月22日
合同会社いこいの広場らんちゅう	日野郡江府町大字武庫1198-1	いこいの広場らんちゅう	日野郡江府町大字武庫1198-1	〃	平成27年2月1日
医療法人社団内科小児科山脇医院	鳥取市国府町奥谷一丁目110	訪問介護ふたば	鳥取市国府町稲葉丘三丁目303	訪問介護	平成26年12月1日
有限会社スマイル保健企画	米子市両三柳1890-2	境中央薬局	境港市上道町3317	居宅療養管理指導	平成26年12月2日

2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
スマイルセンター株式会社	鳥取市湖山町南二丁目773	スマイルセンター	鳥取市湖山町南二丁目773	介護予防通所介護	平成26年10月13日
医療法人社団内科小児科山脇医院	鳥取市国府町奥谷一丁目110	奥谷デイサービスセンターふたば	鳥取市国府町奥谷三丁目331	〃	平成26年12月1日
株式会社ぼやーじゅ	鳥取市湖山町西二丁目555	宅老所きなんせ美萩野	鳥取市美萩野一丁目126	〃	〃

合同会社烏龍舎	東伯郡湯梨浜町 大字はわい温泉 82-1	リハビリテーショ ン強化型デイサー ビスE sola	東伯郡湯梨浜町 大字はわい温泉 82-1	〃	平成26年12月 22日
合同会社いこいの 広場らんちゅう	日野郡江府町大 字武庫1198-1	いこいの広場らん ちゅう	日野郡江府町大 字武庫1198-1	〃	平成27年2月 1日
医療法人社団内 科小児科山脇医 院	鳥取市国府町奥 谷一丁目110	訪問介護ふたば	鳥取市国府町稲 葉丘三丁目303	介護予防訪問 介護	平成26年12月 1日
有限会社スマイ ル保健企画	米子市両三柳 1890-2	境中央薬局	境港市上道町 3317	介護予防居宅 療養管理指導	平成26年12月 2日

3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所 在 地	居宅介護支援事業所 の 名 称	居宅介護支援事業所 の 所 在 地	指定年月日
てのひら株式会社	鳥取市福部町細川 676-8	居宅介護支援事業所 ことのは	鳥取市新40	平成26年12月1日

鳥取県告示第112号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の3の規定により次のとおり告示する。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所 在 地	居宅介護支援事業所 の 名 称	居宅介護支援事業 所 の 所 在 地	廃止年月日
株式会社くれよん	鳥取市雲山123- 2	くれよん居宅介護支援事 業所	鳥取市雲山123- 2	平成27年1月20日

鳥取県告示第113号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項本文の規定に基づき、次の肥料を登録したので、同法第16条第1項の規定により告示する。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

登録番号	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（パー セント）	その他 の規格	生産業者の名称及び住所	登録年月日
鳥取県 第554号	甲殻類質肥 料粉末	純正カニガ ラフレーク	窒素全量 4.0 りん酸全量 3.0	該当な し	有限会社錦海化成 境港市昭和町7-3	平成27年1月 28日

鳥取県 第555号	〃	純正カニガ ラペレット	〃	〃	〃	〃
--------------	---	----------------	---	---	---	---

鳥取県告示第114号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定に基づき、特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項の規定に該当する特定計量器の定期検査を実施するので、同法第21条第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施区域
倉吉市、境港市、西伯郡、日野郡並びに東伯郡北栄町及び琴浦町
- 2 実施期間
平成27年4月1日（水）から平成28年3月31日（木）まで
- 3 実施場所
当該特定計量器の所在の場所

鳥取県告示第115号

ブルセラ病検査、結核病検査、ヨーネ病検査、牛海綿状脳症検査（伝達性海綿状脳症の検査のうち牛に係るものをいう。以下同じ。）、ニューカッスル病検査、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）検査、鶏マイコプラズマ病検査、高病原性鳥インフルエンザ検査及び腐蝕病検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 実施の目的
ブルセラ病、結核病、ヨーネ病、伝達性海綿状脳症（牛に係るものに限る。）、ニューカッスル病、家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）、鶏マイコプラズマ病、高病原性鳥インフルエンザ及び腐蝕病の発生を予防し、及び予察するため
- 2 実施する区域
県下全域
- 3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲
 - (1) ブルセラ病検査
 - ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの（鳥取市（平成16年11月1日市町村合併前の岩美郡福部村及び八頭郡佐治村の区域に限る。）、倉吉市（平成17年3月22日市町合併前の東伯郡関金町の区域に限る。）、八頭郡八頭町（平成17年3月31日町合併前の八頭郡郡家町の区域に限る。）及び若桜町、東伯郡湯梨浜町（平成16年10月1日町村合併前の東伯郡泊村の区域に限る。）及び琴浦町（平成16年9月1日町合併前の東伯郡赤崎町の区域に限る。）、西伯郡大山町（平成17年3月28日町合併前の西伯郡名和町の区域に限る。）並びに日野郡日南町及び江府町の区域において飼育しているもの（平成27年4月1日以降に放牧するものを除く。）に限

る。)

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの(平成27年4月1日以降に放牧するものを除く。)

(2) 結核病検査

ア 搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの(鳥取市(平成16年11月1日市町村合併前の八頭郡用瀬町並びに気高郡気高町及び鹿野町の区域に限る。)、倉吉市(平成17年3月22日市町村合併前の倉吉市の区域に限る。)、八頭郡八頭町(平成17年3月31日町合併前の八頭郡八東町の区域に限る。))及び智頭町、東伯郡湯梨浜町(平成16年10月1日町村合併前の東伯郡羽合町の区域に限る。))及び北栄町(平成17年10月1日町合併前の東伯郡北条町の区域に限る。)、西伯郡大山町(平成17年3月28日町合併前の西伯郡中山町の区域に限る。))並びに日野郡日野町の区域において飼育しているもの(平成27年4月1日以降に放牧するものを除く。)に限る。)

イ 種付けの用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛及びこれと同一施設内で飼育している牛で、生後365日を経過したもの(平成27年4月1日以降に放牧するものを除く。)

ウ 平成27年4月1日以降に家畜受精卵の採取の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(3) ヨーネ病検査

ア (1)及び(2)に掲げる牛

イ 家畜共進会等の家畜を集合させる催事に出品しようとする牛

ウ ア及びイに掲げる牛以外の牛で、平成27年4月1日以降に放牧するもの。

エ その他知事が必要と認める牛

(4) 牛海綿状脳症検査

月齢又は推定月齢が満48月以上で死亡した牛の死体のうち知事が指定するもの

(5) ニューカッスル病検査

鶏

(6) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(7) 鶏マイコプラズマ病検査

種鶏及びこれと同一施設内で飼育している鶏

(8) 高病原性鳥インフルエンザ検査

家きん(飼養羽数100羽以上(だちょうにあつては、10羽以上)の農場に限る。)

(9) 腐蝕病検査

蜜蜂

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日まで

5 検査の方法

(1) ブルセラ病検査

ブルセラ急速凝集反応

(2) 結核病検査

ツベルクリン検査皮内反応

(3) ヨーネ病検査

酵素免疫測定法(スクリーニング法及びエライザ法)、リアルタイムPCR法又はヨーニン検査皮内反応

(4) 牛海綿状脳症検査

酵素免疫測定法(エライザ法)

(5) ニューカッスル病検査

臨床検査及びHI抗体検査

(6) 家きんサルモネラ感染症(ひな白痢)検査

- ひな白痢急速凝集反応
- (7) 鶏マイコプラズマ病検査
臨床検査及び急速凝集反応
- (8) 高病原性鳥インフルエンザ検査
臨床検査及び血清抗体検査（エライザ法又は寒天ゲル内沈降反応）
- (9) 腐蝕病検査
肉眼的検査及び細菌学的検査
-

鳥取県告示第116号

次のように保安林の指定をする予定であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 保安林予定森林の所在場所
米子市彦名新田663の2、664の20
 - 2 指定の目的
風害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、米子市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林・林業振興局森林づくり推進課及び米子市役所に備え置いて縦覧に供する。）
-

鳥取県告示第117号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、会計管理者をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の規定により告示する。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 委任させた事務
人間国宝と楽しむアートな一日に係る参加料の収納事務
- 2 委任を受けた出納員
鳥取県文化観光スポーツ局文化政策課
主事 岡 和宏
- 3 委任期間
平成27年3月14日から同月18日まで

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第4号

鳥取県文化財保護条例（昭和34年鳥取県条例第50号）第20条第6項の規定に基づき、次のとおり鳥取県指定無形文化財の保持者の認定が解除されたので、同項の規定により告示する。

平成27年2月27日

鳥取県教育委員会委員長 中 島 諒 人

無形文化財		無形文化財の保持者		解除年月日
名称	要件	保持者の住所	保持者氏名	
木工芸	1 木工芸の技法のうち、 <small>さしもの ひきもの</small> 指物・挽物・ <small>くりもの もくぞうがん</small> 割物・木象嵌という多種の技法について、正確で高い技術を有している。 2 木材を <small>さしもの</small> 指物によって組み合わせ、それを挽くという複合技法により、芸術上特に価値の高い制作を行っている。	米子市陽田町3-1	森脇信夫	平成27年1月19日

公 告

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成27年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり実施する。

平成27年2月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 試験の日時

(1) 二級建築士試験

ア 学科の試験

平成27年7月5日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成27年9月13日（日）午前11時から午後4時まで

(2) 木造建築士試験

ア 学科の試験

平成27年7月26日（日）午前10時から午後5時10分まで

イ 設計製図の試験

平成27年10月11日（日）午前11時から午後4時まで

2 試験の会場

倉吉市小田458 伯耆しあわせの郷

3 試験の内容

(1) 学科の試験

ア 建築計画（建築設備の概要を含む。）

- イ 建築構造（構造計算及び建築材料を含む。）
- ウ 建築施工（施工契約及び敷地測量を含む。）
- エ 建築法規（建築基準法（昭和25年法律第201号）及び建築士法並びにこれらの関係法令）

(2) 設計製図の試験

建築設計製図（仕様書の作成を含む。）

4 受験申込手続

(1) 持参による受験申込

ア 受付期間及び場所

(ア) 平成27年4月9日（木）から同月13日（月）までの午前10時から午後5時まで
一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

(イ) 平成27年4月9日（木）及び同月10日（金）の午前10時から午後5時まで
米子コンベンションセンター第5会議室（会議棟5階） 米子市末広町294

イ 申込方法

受験申込みは、原則として、受付場所において申込者本人が申込書を直接提出することにより行うこと。

(2) 郵送による受験申込み

二級建築士試験若しくは木造建築士試験を受けたことがある者で同一の試験を受けようとするもの又は(1)の受付場所から遠方に居住する等で直接申込みができない事情がある者は、(1)のほか、郵送による受験申込みを行うことができる。

ア 提出書類

(ア) 平成26年以前の二級建築士試験又は木造建築士試験の受験票又は可否の通知書

(イ) 住民票又は直接申込みができない事情を勤務先が証明した書面

イ 受付期間

平成27年3月16日（月）から同月30日（月）まで

なお、平成27年3月30日（月）までの消印があるものに限り受け付ける。

ウ 申込方法及び申込先

受験申込書にアの必要書類を添付して、簡易書留により次の宛先に郵送すること。

〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル

公益財団法人建築技術教育普及センター 本部

(3) インターネットによる受験申込み

平成16年以降に二級建築士試験又は木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、受験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしているものは、(1)のほか、インターネットによる受験申込みを行うことができる。

ア 受付期間

平成27年3月23日（月）午前10時から同月30日（月）午後4時まで

イ 申込方法

公益財団法人建築技術教育普及センターのホームページ（<http://www.jaeic.or.jp/>）において、必要な事項を入力し申し込むこと。

5 合格者の発表及び可否の通知

平成27年12月3日（木）（予定）に、合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。なお、学科の試験についても、二級建築士試験は同年8月25日（火）（予定）に、木造建築士試験は同年9月8日（火）（予定）に同様の方法で通知する。

6 その他

- (1) 受験申込書の用紙は、次の場所で平成27年3月9日（月）から同年4月13日（月）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）に配布する。

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195

鳥取県建築士会中部支部 倉吉市宮川町二丁目52-1 (有限会社エイ・ディ・エム設計研究室内)

鳥取県建築士会西部支部 米子市道笑町二丁目126 (株式会社桑本建築設計事務所内)

鳥取県生活環境部くらしの安心局住まいまちづくり課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県東部生活環境事務所建築住宅課 鳥取市立川町六丁目176

鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課 倉吉市東巖城町2

鳥取県西部総合事務所生活環境局建築住宅課 米子市鞆町一丁目160

(2) 設計製図の試験の課題は、平成27年6月10日(水)(予定)から一般社団法人鳥取県建築士会に掲示するとともに、学科の試験の会場においても掲示する。

(3) 受験手数料

鳥取県手数料徴収条例(平成12年鳥取県条例第37号)の定めるところにより所要の手数を徴収する。なお、納付の方法は、公益財団法人建築技術教育普及センターが定める試験案内によること。

(4) 問合せ先

一般社団法人鳥取県建築士会 鳥取市商栄町195 電話0857-21-7280

(5) この試験に関する事務は、鳥取県指定試験機関である公益財団法人建築技術教育普及センターが行う。

(6) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ、公益財団法人建築技術教育普及センター本部業務第1課(電話03-6261-3310)にその旨を申し出ること。

森林法(昭和26年法律第249号)第10条の2第1項の規定に基づき、開発行為の変更の許可をしたので、鳥取県林地開発条例(平成17年鳥取県条例第96号)第16条の規定により次のとおり公表する。

平成27年2月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

開発者の氏名 又は名称及び 代表者の氏名	開発者の住所 又は主たる事務所の 所在地	開発行為を行う土地の 所在地	開発行為の目的	変更後の内容				開発行為の変更の許可年月日
				土地の面積			開発行為の工期	
				開発事業区域の土地の面積	開発行為をしようとする森林の土地の面積	開発行為に係る森林の土地の面積		
中央建設株式会社 代表取締役 西田 正人	鳥取市河原町渡一木243	鳥取市有富地内	建設発生土処理場の設置	48.0969 ヘクタール	47.2092 ヘクタール	15.0749 ヘクタール	平成27年2月17日から平成37年3月31日まで	平成27年2月17日

森林法(昭和26年法律第249号)第33条第3項の規定による通知を受け取るべき森林所有者の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者及び関係者は、いつでも次の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成27年2月27日

鳥取県東部農林事務所八頭事務所長 永 原 知 明

1 通知の題名 保安林の指定について

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第25条第1項の規定により行った保安林の指定の告示（平成26年12月25日付農林水産省告示第2080号）の内容

（告示の内容）

- (1) 保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の同表の右欄に掲げる場所

角田 文洋	八頭郡八頭町中字上鳴515
森田 喜蔵	八頭郡八頭町中字上鳴531
	八頭郡八頭町中字網原山797
森田 喜勝	八頭郡八頭町中字網原山798

- (2) 指定の目的

水源の^{かん}涵養

- (3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 八頭町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県東部農林事務所八頭事務所農林業振興課